

(交企) 第 37 号

(関係各課合同)

平成 23 年 10 月 18 日

本 部 各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長

項目コード	L 0 8 0 1
保存期間	30 年
廃業年月日	平成 53 年 10 月 18 日
担 当 係	事故防止総合対策係

三 重 県 警 察 本 部 長

交通死亡事故等再発防止調査研究班設置要綱の制定について (例規通達)

対号 交通死亡事故等再発防止研究班設置要綱
の制定について (例規通達・平成 11 年 4
月 1 日 (交企) 第 17 号 (関係各課合同))

交通死亡事故等を対象とした調査研究結果を的確に再発防止対策に反映させて交通死亡事故等の防止を図るため、別添のとおり交通死亡事故等再発防止調査研究班設置要綱を定めたので、効果的に運用されたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

別添

交通死亡事故等再発防止調査研究班設置要綱

1 設置

交通死亡事故等を対象とした調査研究を行い、その結果を的確に再発防止対策に反映させて交通死亡事故等の防止を図るため、交通死亡事故等再発防止調査研究班（以下「調査研究班」という。）を設置する。

2 編成

調査研究班の編成は、次表のとおりとする。

なお、班長は、必要があると認めるときは、調査研究班以外の者を班員に加えることができる。

班 長	交通部長
副班長	交通部交通企画課長、交通部交通規制課長及び交通部交通指導課長
班 員	交通部交通企画課員（事故防止総合対策担当者）

3 対象交通事故

調査研究の対象となる交通事故（以下「対象交通事故」という。）は、次に掲げるもののうち、班長が必要と認めるものとする。

- (1) 交通死亡事故及び重体事故
- (2) 負傷者多数（10人以上）の交通事故
- (3) 同一場所又はその付近で連続して発生した重傷以上の交通事故
- (4) 社会的反響の大きい特異な交通事故

なお、上記のほか、交通事故防止対策推進上有益と班長が認める交通事故についても、調査研究の対象とするものとする。

4 任務

(1) 現地調査

調査研究班は、対象交通事故が発生したときは、発生場所を管轄する警察署又は交通部高速道路交通警察隊の交通部門の幹部の立会いの下、次に掲げる事項を調査するものとする。

なお、現地調査に当たっては、必要に応じ、発生場所の道路管理者（担当者）を招致して、意見等を求めるものとする。

ア 交通事故の状況

イ 道路の状況

ウ 交通規制の状況

エ 交通安全施設の設置状況

オ その他交通事故の要因となったと考えられる道路交通環境

(2) 再発防止対策の策定

調査研究班は、前記(1)の調査結果その他参考となる資料を基に、交通事故の発生要因を

調査研究し、発生場所に応じた再発防止対策を策定するものとする。

なお、策定に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見等を求めるものとする。

(3) 班長の措置

ア 報告

班長は、調査研究結果等を調査研究結果等報告書（様式第1）により、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

イ 送付

班長は、調査研究結果等報告書の写し（以下「報告書写し」という。）を対象交通事故の発生場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に送付するものとする。この場合において、班長は、交通事故防止対策推進上必要があると認めるときは、報告書写しをその他の警察署長等に送付するものとする。

5 警察署長等の措置

対象交通事故の発生場所を管轄し、報告書写しの送付を受けた警察署長等は、これに基づき道路管理者、市町交通行政担当部署等に必要な提言を行い、再発防止対策を促進するとともに、当該再発防止対策が完了したときは、再発防止対策完了報告書（様式第2）により、班長を経て本部長に報告するものとする。

6 履行状況の確認

班長は、必要があると認めるときは、前記5の警察署長等に対し、再発防止対策の履行状況を確認することができる。

7 交通事故防止対策への反映

班長は、実効ある交通事故防止対策を推進するため、調査研究結果等を効果的に活用するものとする。

8 庶務

調査研究班の庶務は、交通部交通企画課において処理する。